

# 全国浄化槽推進市町村協議会会則

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 この会は、全国浄化槽推進市町村協議会（以下「本会」という。）という。

### (事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都墨田区に置く。

### (目 的)

第 3 条 本会は、浄化槽行政の円滑な運営を支援するとともに、浄化槽の普及を促進し並びにその設置及び維持管理の適正化等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 浄化槽整備事業等の円滑な推進を図ること。
- (2) 浄化槽の適正な施工及び維持管理の向上を図ること。
- (3) 浄化槽に関する普及・啓発を図ること。
- (4) 浄化槽に関する調査研究を行うこと。
- (5) 研究会、講習会、研修会等を開催すること。
- (6) 機関紙及び図書を刊行すること。
- (7) 浄化槽に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (8) 国会、関係行政機関等に対する陳情、請願又は建議をすること。
- (9) 浄化槽に関する国際交流の推進を行うこと。
- (10) 浄化槽の各種機器及び資材の向上を図ること。
- (11) 浄化槽の功労者に対する顕彰を行うこと。
- (12) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第 2 章 会 員

### (会 員)

第 5 条 本会の会員は、正会員、特別会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、本会の目的に賛同して入会した各都道府県浄化槽の推進に係る市町村協議会とする。

- 3 特別会員は、本会の目的に賛同して入会した各都道府県、指定検査機関及び浄化槽について学識経験を有する者又は理事会において推薦された者とする。
- 4 賛助会員は、本会の目的に賛同して入会し、本会の事業及び目的達成に賛助協力する者とする。
- 5 法人である会員は、代表者及びその事務代行者 1 名を届け出なければならない。

#### (会 費)

第 6 条 正会員は、負担金を、特別会員及び賛助会員は入会金及び会費を、規程の定めるところにより納入しなければならない。但し、前条第 3 項後段に規定する特別会員を除く。

#### (入 会)

第 7 条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を記名押印のうえ提出し、理事会の承認を得なければならない。但し、第 5 条第 3 項後段に規定する特別会員を除く。

#### (退 会)

- 第 8 条 前条の会員は、その旨を会長に届け出て、退会することができる。
- 2 前項の会員は、次の各号の一に該当することとなった場合は、退会したものとみなす。
    - (1) 死亡又は解散したとき。
    - (2) 会費を 2 年以上納入しないとき。

#### (除 名)

第 9 条 会員が本会の名誉をき損し、又はこの会則に反するような行為を行ったときは、総会において、出席した構成員の 3 分の 2 以上の同意により、これを除名することができる。但し、総会は、決議の前に当該会員に弁明する機会を与えなければならない。

### 第 3 章 役 員 等

#### (役 員)

第 10 条 本会に、次の役員を置く。

- 会 長 1 名
- 副会長 3 名以内

理 事 若干名

監 事 2名

(役員を選出)

第11条 会長及び副会長は、理事の互選とする。

2 理事は、総会において、正会員の代表者の中から選任する。

3 監事は、総会において選任する。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定した順位により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、総会の議決に基づいて会務を執行する。

4 監事は、本会の会務及び会計を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(顧問)

第15条 本会は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会の同意を得て、これを委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じ、また会議に出席して意見を述べることができる。

## 第4章 会 議

(会議の種類)

第16条 会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第 17 条 総会は、正会員の代表者各 2 名をもって構成する。

2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

(会議に付議すべき事項)

第 18 条 総会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を審議し、議決する。

(1) 会則の改正に関すること。

(2) 規程の制定及び改廃に関すること。

(3) 理事の選出及び解任に関すること。

(4) 事業計画書及び収支予算書の承認に関すること。

(5) 事業報告書及び収支決算書の承認に関すること。

(6) 本会の解散に関すること。

(7) その他、本会の運営に関する重要な事項。

2 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を審議し、決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項に関すること。

(3) 規則の制定及び改廃に関すること。

(4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(5) 緊急を要するため総会を開くことが困難な場合は、第 1 項第 1 号および第 6 号を除くほか総会に代わり議決することができる。但し、この場合は次に開催される総会に報告しなければならない。

(会議の招集)

第 19 条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するには、会議を構成する会員又は理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、少なくとも 20 日前に文書をもって通知しなければならない。但し、特に緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議の開催)

第 20 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は監事とその職務遂行上必要と認めるときに開催する。

3 理事会は、必要に応じて随時会長が招集する。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 総会及び理事会は、その構成員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。但し、やむをえない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された議事につき書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができ、この場合当該会員又は理事は出席者とみなす。

(議決)

第23条 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、会則の変更その他理事会において特に重要と認めるものについては、出席会員の3分の2以上の同意があることを必要とする。

2 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第24条 会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 会員、理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員、理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席会員、理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

(資産)

第25条 本会の資産は、次の各号に掲げる収入をもって構成する。

- (1) 負担金
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(資産の管理)

第 26 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決するところによる。

(経費の支弁)

第 27 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 28 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し毎会計年度開始前に、理事会において議決し、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 年度開始前に、当該年度の事業計画及び予算が成立しないときは、前年度の事業計画及び予算に準じて執行する。

3 前項により執行した収支は、当該年度の予算が成立したときは、これを当該予算の収支とみなす。

(事業報告及び決算)

第 29 条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後 10 ヶ月以内に、会長が事業報告書、決算書及び財産目録書として作成し、監事の監査を経て、理事会において議決し、総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第 30 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

## 第 6 章 組 織

(事務局)

第 31 条 本会の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(委員会)

第 32 条 本会の目的及び事業を達成するために必要な場合は、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。
- 3 委員会は、必要に応じて専門委員会を設けることができる。

## 第 7 章 雑 則

第 33 条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、理事会が定める規則による。

付 則

この会則は、平成 2 年 11 月 29 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 12 年 12 月 5 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 20 年 11 月 27 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 25 年 11 月 21 日から施行する。